

改正個人情報保護法と神奈川県個人情報保護条例等との主な相違点及び対応の方向性

※凡例 個人情報保護法(改正後のもの)…改正法 行政機関情報公開法…公開法 神奈川県個人情報保護条例…個情条例 神奈川県情報公開条例…公開条例

項 番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議 状況	答申 対象
		改正法	公開法	個情 条例	公開 条例				
1	個人情報の定義 【個情制度】	2条 1項	-	2条 1号	-	・個情条例では「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」とされているが、改正法では「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」とされている。	・現行の個情条例でも運用解釈で容易性を求めているため、影響はないものと考えられ、特段の対応は行わないこととする。	審議 終了	-
2	個人情報保護制度の対象となる機関 【個情制度】	2条 11項 2号	-	2条 2号	-	・個情条例では議会も含まれるが、改正法では議会は含まれない。	・議会における個人情報の取扱いについては、これまで現行条例による個人情報の保護の対象としていたことを踏まえ、今後も条例等の規律により必要な保護措置を図る方向とする。	審議 終了	○ 答申 (案) 調整済

項番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議状況	答申対象
		改正法	公開法	個人情報条例	公開条例				
3	規律移行法人等に係る法適用 【個人情報制度】	2条 11項 4号 ・ 58条 2項 1号	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人のうち、試験研究等を主たる目的とするものや、大学等の設置・管理及び病院事業の経営を目的とするものについては、原則として民間部門の規律が適用される。 ・地方公共団体の機関のうち、病院、診療所、及び大学の運営の業務における個人情報の取扱いについては、原則として民間部門の規律が適用される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・影響を受ける機関等に周知を図り、改正法施行に向けて準備を行うこととする。 (別紙あり) 	審議終了	-
4	事業者における個人情報の保護 【個人情報制度】	13条 ～ 15条	-	46条 ～ 48条	-	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者における個人情報の保護に係る規定について、基本的には個人情報条例と改正法で概ね同様の内容になっていると考えられる。 ・個人情報条例では事業者等へ説明や資料提出を要請できる旨の規定があるが（個人情報条例第47条第2項）、改正法の明文では規定がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年個人情報条例の規定により事業者へ資料提出等を要請したことはない。また、これは相手方に回答義務を課す性質のものではないため、仮に必要となった場合には必ずしも明文の規定がなくとも行い得るものと考えられ、特段の対応は行わないこととする。 	審議終了	-

項番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議状況	答申対象
		改正法	公開法	個人情報条例	公開条例				
5	行政文書（地方公共団体等行政文書）の定義（対象外の行政文書） 【個人情報制度】 【公開制度】	60条 1項	2条 2項	2条 5号	3条 1項	<ul style="list-style-type: none"> ・両条例は、「会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録」（以下「会議録データ」という。）を公開・開示の対象となる行政文書から除外している。 ・一方、改正法では、会議録データは保有個人情報の開示請求の対象からは除外されない見込みである（最終的には政令待ち）。 ・その結果、保有個人情報の開示請求と行政文書公開請求との間で、対象となる行政文書の範囲に差異が生じることになるため、行政文書公開請求についても、公開対象となる行政文書に会議録データを含める改正の可否について検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有個人情報の開示請求と行政文書公開請求との間で、行政文書の範囲に差異が生じることとは不合理であり、また、会議録データを行政文書から除外した趣旨（会議録データの一時性）もその合理性が薄れていることは否定し得ないことから、行政文書公開請求においても、会議録データを公開対象となる行政文書に含めることとする。（個票あり） 	審議 終了	○ 答申 (案) 調整済
6	条例要配慮個人情報の規定の新設 【個人情報制度(条例規定任意事項)】	60条 5項	-	6条	-	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法では、地方公共団体の機関等が保有する個人情報のうち、地域の特性等に応じて、その取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定めるものを「条例要配慮個人情報」として定義し、必要に応じて、この条例要配慮個人情報を条例で定めることができる。 ・なお、改正法の要配慮個人情報の内容は、現行の個人情報条例と同じものとなる見込み（政令待ち）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例要配慮個人情報を定めるに当たっては、本県における差別や偏見等が生じている事実等や規定することによる効果等を総合的に考慮して、規定の可否を判断することとする。（個票あり） 	審議 終了	○ 答申 (案) 調整済

項 番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議 状況	答申 対象
		改正法	公開法	個人情報 条例	公開 条例				
7	要配慮個人情報の取扱い制限 【個人情報制度】	61条	-	6条	-	・現行の個人情報条例では、要配慮個人情報は原則として取扱いを禁止されているが、改正法では要配慮個人情報の取扱い制限は特になし。 (通常の個人情報の保有制限等が適用)	・改正法における個人情報の取扱いに関する義務を厳守するとともに、同法に従った制度運用にも万全を期し、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることとする。 (個票あり)	審議 終了	○ 答申 (案) 調整中
8	個人情報の保有制限 【個人情報制度】	61条 1項	-	8条	-	・改正法では、法令(条例を含む)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有できるとされているが、現行の個人情報条例ではこのような規定はない。	・影響を受ける全所属に周知を図り、改正法施行に向けて準備を行うこととする。 (別紙あり)	審議 終了	-

項 番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議 状況	答申 対象
		改正法	公開法	個人情報 条例	公開 条例				
9	収集の制限 【個人情報制度】	61条 ～ 62条	-	8条 4項 ・ 6項	-	・現行の個人情報条例では、個人情報は原則として本人から収集しなければならないこととされているが、改正法では、個人情報は必ずしも本人から収集しなければならないわけではない。	・改正法における個人情報の取扱いに関する義務を厳守するとともに、同法に従った制度運用にも万全を期し、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることとする。 (個票あり)	審議 終了	○ 答申 (案) 調整中

項番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議状況	答申対象
		改正法	公開法	個人情報条例	公開条例				
10	目的外利用・提供 【個人情報制度】	69条 1項 ～ 3項	-	9条	-	<p>・現行の個人情報条例では、個人情報の目的外利用・提供を原則禁止としつつ、次の①～⑨のいずれかに該当する場合は例外的に可能としている。</p> <p>①法令(条例を含む)に基づく場合、②本人同意がある場合、③生命身体または財産の保護のため必要な場合、④公にされている場合、⑤内部利用の場合等で相当な理由がある場合、⑥統計の作成・学術研究の目的の場合、⑦本人利益になる場合、⑧犯罪予防等のため必要な場合、⑨審議会に意見聴取した場合</p> <p>・改正法でも、個人情報の目的外利用・提供を原則禁止としつつ、次の①～⑥のいずれかに該当する場合は例外的に可能としている。</p> <p>①法令(条例を含まない)に基づく場合、②本人同意がある場合、③統計の作成・学術研究の目的の場合、④本人利益になる場合、⑤内部利用の場合等で相当な理由がある場合、⑥その他特別な理由がある場合</p>	<p>・現行の個人情報条例で認められてきた個人情報の目的外利用・提供は、基本的には改正法の下でも認められ得るものと考えられる。</p> <p>・今後、必要に応じて個人情報保護委員会にも確認を行いつつ、改正法施行に向けた準備を適切に行っていくこととする。 (個票あり)</p>	審議終了	○ 答申(案) 調整済

項 番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議 状況	答申 対象
		改正法	公開法	個人情報 条例	公開 条例				
11	電磁的方法による提供 【個人情報制度】	-	-	10条	-	・現行の個人情報条例では、電磁的方法による提供は一定の要件を満たした場合のみ可能とされているが、改正法では電磁的方法についてのみの制限は特になし。(通常の個人情報の取扱制限等が適用)	・改正法における個人情報の取扱いに関する義務を厳守するとともに、同法に従った制度運用にも万全を期し、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることとする。 (個票あり)	審議 終了	○ 答申 (案) 調整中

項 番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議 状況	答申 対象
		改正法	公開法	個人情報 条例	公開 条例				
12	個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成 【個人情報制度(条例規定任意事項)】	75条	-	7条	-	・現行の個人情報条例では、個人情報事務登録簿を作成・公表しなければならないとされているが、改正法では、個人情報ファイル簿を作成・公表しなければならないとされ、個人情報事務登録簿は、条例で定めることにより作成・公表することが「できる」とされている。	・必要に応じて事務の効率化を勘案した見直し等を行いつつ、条例に規定して個人情報事務登録簿の作成等を継続するか、個人情報ファイル簿をある程度法定の範囲を超えて作成することが望ましいと考えられるが、それらが困難である場合には、これまで個人情報保護条例において個人情報事務登録簿の作成対象であった、本人の数1,000人未満の範囲についても、内部チェック機能等による個人情報の適正な取扱いが引き続き確保されるよう、必要な対応を行う方向で検討する。 (個票あり)	審議中	

項番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議状況	答申対象
		改正法	公開法	個人情報条例	公開条例				
13	開示義務 【個人情報制度(条例規定任意事項)】 【公開制度】	78条 1項 ～ 2項		20条		<ul style="list-style-type: none"> 改正法における自己情報の開示請求では、不開示情報とされている情報であっても、公開条例の規定により開示することとされている情報であれば、条例で定めれば開示情報とすることができる。 また、改正法で不開示情報とされていない情報であっても、①公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報で、②公開条例において開示しないこととされているもののうち、③公開条例との整合性を確保するために不開示にする必要があるものについては、条例で定めれば不開示情報とすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 公開条例が非公開情報と位置付けている法令秘等情報（公開条例第5条第7号）を、自己情報開示請求においても不開示情報と位置付けることについては、「法令秘等情報に該当することのみを以て条例により不開示情報として定めることは、『行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報』を定めているとは言えず、条例でこのような定めを置くことは許容されない」（個人情報保護委員会回答）ため、条例で独立した不開示条項は設けず、改正法の定める他の不開示条項で個別に対応することとする。 	審議終了	○ 答申(案) 調整済

項番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議状況	答申対象
		改正法	公開法	個人情報条例	公開条例				
14	公務員職務遂行情報の定義 【公開制度】	78条 1項 2号 但書ハ	5条 1号 但書ハ	20条 3号 但書ウ	5条 1号 但書ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの法令においても、個人に関する情報の例外的な開示情報として、公務員の職務遂行情報を規定しているが、改正法・公開法・個人情報条例では「当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは…」と規定している一方、公開条例ではこの「<u>当該個人が公務員等…である場合において</u>」という限定文言がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開示対象となるのが公務員である者の職務遂行情報であることを明確にするため、「当該個人が公務員等…である場合において」との限定文言を追加することとする。 	審議 終了	-
15	第三者の個人に関する情報の原則不開示 【個人情報制度】 【公開制度】	78条 1項 2号	5条 1号	20条 3号	5条 1号	<ul style="list-style-type: none"> ・自己情報の開示請求における不開示情報の1つである「第三者の個人に関する情報」について、現行の個人情報条例と改正法との間では、細かい文言変更以上の修正はないと考えられる。 ・ただし、公開条例に基づく情報公開請求における、非公開情報については、個人識別符号（マイナンバー等）や、匿名加工情報関係に関して、改正法や公開法にある明文の規定がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人識別符号については、現行の公開条例第5条第1号（個人に関する情報）に該当することから、文言の追加は行わないこととする。 ・なお、匿名加工情報の非公開条項については、項番「16」で対応の方向性を検討する。 	審議 終了	-

項番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議状況	答申対象
		改正法	公開法	個人情報条例	公開条例				
16	匿名加工情報の非公開情報 【公開制度】	-	5条 1号の2	-	-	・公開法は、改正法の改正と同時に、「匿名加工情報」「同情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述」「同情報から削除した個人識別符号」を独立した不開示情報としている。	・匿名加工情報を公開条例で公開することになれば、制度の趣旨を没却することとなるため、これらを独立した非公開情報とすることとする。 (個票あり)	審議 終了	○ 答申 (案) 調整済
17	匿名加工情報の裁量的公開 【個人情報制度】 【公開制度】	80条	7条	20条の3	7条	・請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合の裁量的公開（開示）について、現行の個人情報条例と改正法との間では、細かい文言変更以上の修正はないと考えられる。 ・公開法では、公益上の裁量的開示の対象から「匿名加工情報」「同情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述」「同情報から削除した個人識別符号」を除いており、これらについては、いかに公益上必要があっても開示を認めていない。	・匿名加工情報を公開条例で公開することになれば、制度の趣旨を没却することとなり、裁量的公開を行う理由も想定し難いので、これらを裁量的公開の対象から除くこととする。	審議 終了	○ 答申 (案) 調整済

項 番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議 状況	答申 対象
		改正法	公開法	個人情報 条例	公開 条例				
18	開示決定等の 期限 【個人情報(条 例規定任意事 項)】 【公開制度】	83 条 1 項 2 項 ・ 84 条	10 条 1 項 2 項 ・ 11 条	22 条 1 項 4 項 5 項	10 条 1 項 4 項 5 項	<ul style="list-style-type: none"> 改正法及び公開法では、原則 30 日＋延長 30 日の諾否決定期間が定められており、また、改正法ではこの期間を条例で短縮することが認められている（延長は不可）。一方、両条例は、原則 15 日＋延長 45 日の諾否決定期間を定めている。 また、諾否決定期間の計算において、改正法及び公開法では初日不算入である一方、両条例では初日算入という相違がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 保有個人情報の開示請求に対する決定期間は、原則 15 日以内＋延長 30 日以内とすることとする。 情報公開請求に対する決定期間は、現行条例の期間（原則 15 日以内＋延長 45 日以内）を維持することとする。 なお、改正法上、期間の算定方法は民法の原則によることとされているため、改正法施行後は初日不算入となる。 (個票あり) 	審議 終了	○ 答申 (案) 調整済

項番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議状況	答申対象
		改正法	公開法	個人情報条例	公開条例				
19	意見書提出の 機会の付与の 対象となる第 三者 【公開制度】	86条 1項	13条 1項	23条の2	12条 1項	<ul style="list-style-type: none"> ・公開条例では、諾否決定をするに当たって、「県以外のもの」に関する情報が記録されているときは、当該「県以外のもの」に対して、意見書を提出する機会を与えることができるとしている。 ・改正法・公開法・個人情報条例では、「国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者」に関する情報が含まれているときに、当該「国…以外の者」に対して、意見書を提出する機会を与えることができるとしており、意見書を提出する機会を与えることが可能な範囲が異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法及び公開法が「国…以外の者」を除外している理由は、「これらの者に対しては、必要があるときは、任意に、適宜の方法により意見を求めれば足りる」という点にあるが、情報公開の場合には他自治体等の内部資料も対象となるケースもあり得ることから、手続の明確化の観点からは、条例上の手続に基づいて意見提出機会を付与すべきと考えられるため、公開条例については現行規定を維持することとする。 	審議 終了	-
20	処分後の公開 の手続と処分 の期限 【公開制度】	87条 3項 4項	14条 2項 3項	24条 1項	13条 1項 4項	<ul style="list-style-type: none"> ・公開条例は、公開決定後、①実施機関に対し、速やかに公開する義務を負わせており、②請求者が公開を受けない時は、催告を行い、それにもかかわらず公開を受けない時には、公開を実施したものとみなす規定がある。 ・改正法・公開法は、開示決定の後、①請求者に、開示の実施の方法等の申出を義務付けており、②それは原則 30 日以内に行わなければならないとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法・公開法の趣旨は、「開示決定は当該決定を行った時点における判断結果であり、期間の経過により不開示情報該当性が変化する可能性がある」ためと考えられるところ、これは情報公開にもあてはまることから、公開条例の規定を改正法に合わせることにする。 	審議 終了	○ 答申 (案) 調整済

項 番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議 状況	答申 対象
		改正法	公開法	個人情報 条例	公開 条例				
21	費用負担 【個人情報(条 例規定必須事 項)】 【公開制度】	89 条 2 項	16 条 ・ 施行令 13 条	26 条	15 条	<ul style="list-style-type: none"> ・両条例は、行政文書の<u>写しの交付に要する費用</u>（郵送の場合は郵送料を含む。）を請求者の負担としている。 よって、公開（開示）請求の時点では費用を徴収しておらず、また、写しの交付を行わない場合（閲覧のみの場合等）には請求者の負担はなかった。 ・公開法は、開示請求に係る手数料を（開示請求に係る行政文書 1 件ごとに）徴収しており、また、開示実施時にあっても、写しの交付だけでなく、閲覧のみであっても<u>手数料</u>を徴収している。（ただし、開示請求に係る手数料の額を超えるまでは無料） ・改正法では、「開示請求をする者に」対し、実費の範囲内で条例で定める<u>額の手数料の支払い</u>を求めているが、できる限り利用しやすい額とするように配慮するものとされている他、詳細は条例で定めることとされている。 ・公開法では、経済的困難その他の理由がある場合に、手数料の減免規程を設けている（両条例・改正法にはない）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有個人情報の開示請求については、現行条例と同様、開示手数料を徴収せず、写し等の交付に要する費用（実費相当額）のみを徴収し、その額も現行条例の下で徴収している額とする。 ・また、情報公開請求についても、同一の取扱いとする。（個票あり） 	審議 終了	○ 答申 (案) 調整済

項 番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議 状況	答申 対象
		改正法	公開法	個人情報 条例	公開 条例				
22	訂正請求・利用 停止請求にお ける開示請求 前置 【個人情報制度】	90 条 98 条	-	27 条 34 条	-	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の個人情報条例では、訂正請求・利用停止請求を行うに当たり、必ずしも開示請求を行っていることを要しないが、改正法では、予め開示請求を行うことが必要となる。 ・なお、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいては、条例に規定することにより、予め開示請求を行っていない保有個人情報も、訂正請求・利用停止請求の対象とすることも妨げられないこととされている。 	・現行条例同様、開示請求前置主義を採用しないこととする。 (個票あり)	審議 終了	○ 答申 (案) 調整済

項 番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議 状況	答申 対象
		改正法	公開法	個人情報 条例	公開 条例				
23	公営企業管理者等の最上級 行政庁 【個人情報制度】 【公開制度】	107 条 2 項	-	39 条の 2	15 条の 2	<ul style="list-style-type: none"> ・両条例では、公営企業管理者及び県設立の地方独立行政法人について、審査請求先を当該公営企業管理者及び県設立の地方独立行政法人と定めている。 ・これに対し、改正法・公開法では当該規定に相当する規定は存在しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該規定は、公営企業管理者に関しては、知事が公営企業管理者の上級行政庁であることを前提に、公営管理者が知事からは独立した執行権限の行使が法的に担保されていることに鑑み、審査請求先を公営企業管理者とする行審法第 4 条の「特別な定め」として設けられたものである。 ・しかし、最高裁判例（最二小判 R3. 1. 22 判例地方自治 472 号 11 頁）において、（地方公営企業法の全部適用がある病院事業管理者の自己情報開示に係る不作為について）知事は当該管理者の上級行政庁ではないと判示されていることを踏まえれば、当該規定は単なる確認規定と位置付けられるため、当該規定は削除することとする。 	審議 終了	-

項 番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議 状況	答申 対象
		改正法	公開法	個人情報 条例	公開 条例				
24	個人情報保護 審査会の組織・ 運営事項の条 例化及び情報 公開審査会の 取扱い 【個人情報制度】 【公開制度】	105 条	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 自己情報の開示請求における不開示決定等に係る審査請求について、現行では県の「附属機関の設置に関する条例」により設置される個人情報保護審査会に諮問することとされており、同審査会の構成及び運営に関する事項は、主に「規則（個人情報保護審査会規則）」で定められている。改正法では行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関に諮問することとされており、同条 4 項の規定により、その組織及び運営に関して必要な事項は「条例」に定めることが必要となった。 個人情報保護審査会の組織及び運営に関する事項の条例化に伴い、情報公開審査会の組織及び運営に関する事項の取扱いについても、併せて検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護審査会の組織及び運営に関する事項については、新たに「神奈川県個人情報保護審査会条例」を制定することとする。なお、同条例に規定することとなる「組織及び運営に関する事項」の具体的な内容については、行政不服審査法との整合性を踏まえたものとする。 情報公開審査会については、附属機関の設置に関する条例に基づく機関という法的な位置付けに変更はないため、組織及び運営に関する事項は規則制定事項に留まることとなるが、その調査権限等の規定内容については、個人情報保護審査会との整合性を踏まえた見直しを行う（項目「審査会の調査権限の内容」及び「審査会あて書面の提出期限」で検討）。 <p>（個票あり）</p>	審議 終了	○ 答申 (案) 調整済

項 番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議 状況	答申 対象
		改正法	公開法	個人情報 条例	公開 条例				
25	審査会の調査 権限の内容 【個人情報制度】 【公開制度】	審査会 設置法 9条 4項	審査会 設置法 9条 4項	42条 3項	19条 3項	<p>・行政不服審査法（以下「行審法」という。）では、審査会の調査権限として、「審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人…又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる</u>」と定めている。</p> <p>・これに対し、個人情報条例及び公開条例では、「諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は諮問実施機関…に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる」としており、審査会設置法が定める調査権限よりもその範囲が限定されている。</p>	<p>・個人情報保護審査会については、改正法により行審法第81条第1項の機関に位置付けられることに伴い、行審法上の調査権限と同等の権限が付与されることから、情報公開審査会の調査権限についても同等の権限を付与することとする。</p>	審議 終了	○ 答申 (案) 調整済

項 番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議 状況	答申 対象
		改正法	公開法	個人情報 条例	公開 条例				
26	審査会あて書 面の提出期限 【個人情報】 【公開制度】	審査会 設置法 11条	審査会 設置法 11条	43条 3項	20条 3項	<ul style="list-style-type: none"> ・両条例では、審査請求人の審査会に対する意見書又は資料の提出について、「申し出があれば認めることができる」とのみ定めている。 ・一方、行審法では、ただし書を設けて、「審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない」旨の定めがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護審査会については、改正法により行政不服審査法第81条第1項の機関に位置付けられることに伴い、意見書又は資料の提出期限を設定することが可能となる（行政不服審査法第81条第3項により準用される同法第76条）。 ・そして、意見書又は資料の提出期限を設定する趣旨（審議の遅延防止）については、情報公開審査会にも妥当すると考えられるため、情報公開審査会への意見書又は資料についても、提出期限を設定できるようよう改正することとする。 	審議 終了	○ 答申 (案) 調整済

項番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議状況	答申対象
		改正法	公開法	個人情報条例	公開条例				
27	審査請求を棄却する場合等における手続 【公開制度】	107条 1項 2号	20条 1項 2号	41条の2 1項 2号	18条 1項 2号	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの法令においても、裁決において審査請求に係る処分を変更し、第三者の情報を公開（開示）する場合には、①当該第三者に対して公開（開示）する旨を通知の上、②裁決と公開（開示）実施日との間に2週間を置かなければならない。 ・しかし、公開法・改正法では、第三者が審査請求に参加している場合にのみ当該手続を経ることになっているのに対し、両条例では、「第三者が反対意見書を提出している場合」も対象とし、第審査請求手続に参加していなくても、原処分の段階で反対意見書を提出している第三者に対しても、当該手続を経ることが必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開法や改正法が、当該手続の対象を、審査請求手続に参加した第三者に限定した趣旨は、反対意見書を提出した第三者には諮問通知がなされるため、審査請求手続において反対の意思を表示する機会が保障されていることから、当該第三者が参加しないのであれば、権利行使の機会を放棄したものであって、それ以上の手続的保障を与える必要はないという点がある。 ・この趣旨は公開条例上も妥当するものと考えられることから、公開法・改正法に合わせることにする。 	審議終了	○ 答申 (案) 調整済

項番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議状況	答申対象
		改正法	公開法	個人情報条例	公開条例				
28	匿名加工情報制度 【個人情報制度】	109条 ～ 123条	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 改正法では、国と同様の匿名加工情報制度が県にも導入されることとなる。 現行の個人情報条例では匿名加工情報制度に係る規定はなし。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな制度の導入のため、影響を受ける可能性のある全所属に周知を図り、必要に応じて個人情報保護委員会にも運用手順等の確認を行いつつ、改正法施行に向けた手順書等の準備を行っていくこととする。 (別紙あり) 	審議終了	-
29	匿名加工情報の利用に係る手数料 【個人情報制度(条例規定必須事項)】	119条	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 改正法では、地方公共団体の機関と匿名加工情報の利用に関する契約を締結するものは、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされている。 現行の個人情報条例では匿名加工情報制度に係る規定はなし。 	<ul style="list-style-type: none"> 「実費を勘案して政令で定める額」を踏まえ、必要に応じて県の特殊事情等を考慮した上で、条例において適切な額の手数料を定めることとする。 (個票あり) 	審議終了	○ 答申(案) 調整済

項番	項目	関連条文				主な相違点	対応の方向性	審議状況	答申対象
		改正法	公開法	個人情報条例	公開条例				
30	審議会への諮問案件 【個人情報制度(条例規定任意事項)】	129条	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の個人情報条例では、要配慮個人情報の取扱い、目的外利用・提供、本人以外の者からの収集等について、諮問することができる。 ・改正法では、個人情報の適正な取扱いの確保のため必要な措置を講じる場合等において、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合、諮問することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県として専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、確実に審議会の意見を聴くことができるよう、条例で適切に規定をすることとする。 (個票あり) 	審議終了	○ 答申(案) 調整済
31	運用状況の公表 【個人情報制度】	165条	23条	49条	31条	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法において、個人情報保護委員会は、行政機関の長等に対し、改正法の施行の状況について報告を求めることができるとされており、また、毎年度、その報告を取りまとめ、概要を公表することとされている。 ・現行の個人情報条例において、実施機関は、条例の運用状況について一般に公表することとされており、保有個人情報の目的外利用・提供の状況等を含めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県独自に制度の運用状況等を一般に公表することは今後とも意義のあるものと考えられるため、改正法施行後においても、条例に規定すること等により、引き続きこれを行っていくこととする。 	審議終了	○ 答申(案) 調整済